

安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例

安芸高田市人権相談員設置条例(平成 16 年条例第 84 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 4 条まで (略) (報酬) 第 5 条 人権相談員に報酬及び費用弁償を支給することとし、その額及び支給方法については安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例	第 1 条から第 4 条まで (略) (報酬) 第 5 条 人権相談員に報酬及び費用弁償を支給することとし、その額及び支給方法については安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び

<u>(令和元年安芸高田市条例第 35 号)</u> の定めるところによる。	<u>費用弁償等に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 40 号)</u> の定めるところによる。
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。